

多摩市地域自立支援協議会 令和6年度第2回 会議録

日 時	令和6年10月21日(月) 18:30~20:30	場 所	多摩市役所 301・302 会議室
出 席 者 (敬称略)	委員 ※敬称略	荒井、市川、植草、大石、折笠、角川、川辺、北山、佐藤、瀬尾、藤吉、 中原、野路、松澤、宮本、山本、吉井	
	障害福祉課 (事務局)	平松、相良、宇都宮、上野、中村、今野、岡本、榎本、田中、竹田、仙 北屋、福祉総務課	
欠 席 者	委員 ※敬称略	山田	
記 録 者	事務局		
項 目	開会 1 委員の紹介 2 成年後見人制度について 3 人材確保について 4 権利擁護専門部会の取組について 5 差別解消支援地域協議会の取組について 6 その他		
詳細			
開会	～開会～ 以下、「・」は委員から出た意見		
1 委員の 紹介	【資料1】		
2 成年後 見人制度に ついて	2 成年後見人制度について 事務局より【資料2】の説明。 ・今の制度からだと対象が増える。予算など、試算ができていれば知りたい。 【事務局】 現在の対象者は年間7人。対象者の要件の緩和により増える対象者は、多摩市が緩和を 想定している要件と合致する他市へヒアリングした結果、対象者は数名となる予定。個 人の資産によるところもあるので、2、3件の増加に留まるのではないかと。 ・報酬は成年後見人を誰にするかで金額変わっている。自宅にいる障がい者の限度額を 高齢者にあわせるというが、逆ではないかと。		

【事務局】

専門職の後見人を想定しており、報酬費が減額となる人も発生する。専門職の収入全体の中の一部が減収になると思うが、対象者を広げることで持続可能としていきたい。よって限度額については縮小と考えている。

- ・生活保護の人も生活費から出しているが、この金額は安いと感じる。

【事務局】

高いか低いか議論あると思うが、近隣市と比較しても特に際立って低くはない。

- ・成年後見人を利用する人の必要性が高まってきている。通常は保護者や社会福祉協議会の権利擁護センターを使って金銭管理等をサポートするが、該当しない人もいる。若い人が使えば、高齢者になるまで払わなければならない。この150万円という枠は、出費ではなく、生活費として利用してもらおう考えがここにはあると思うがどうか？

【事務局】

現在の収入要件は、非課税世帯かつ世帯収入150万円(世帯員一人増ごとに50万円増)以下。これは、非課税所得等があるものであり、その両方を満たすものもある。長く利用すると、経済的な負担がある。この助成は、あくまで成年後見も利用できないほど収入が低い方への助成。近隣市は、おおむね生活保護収入以下という設定である。150万円をはずすのは、審査していて、課税収入と非課税収入を別個に判断する必要はなく、技術的な要件で外そうとしている。現在利用している人が不利益になることはない。全体として利用者が増える形で運用したいと考えている。

- ・障害者が2万8千上限。高齢に合わせる背景とは？

【事務局】

市の限りある財源の活用。国の財政支援は十分といえない。届けられてない人に届けたい。そのため、助成額を抑えることで対象者を広げていきたい。

- ・今は、2万を超えて報酬として支払っている人はいない？

【事務局】

いる。

- ・資産が1000万円程の人は月額二万円を継続して支払っていく。知的の方は法律的な契約が難しく一旦後見がつくと、解除されない。このことについて今後も検討して欲しい。

【事務局】

今回は助成をする、という観点なので、財産があって報酬額が増える人は別になる。成年後継人の申し立てができない人をなくしたい、という考え方であり金額も近隣市と比べて低いことはない。

・成年後見制度をためらうのは、一度つく和外れない。一時的な後見人に利用できるよう、市から提案して欲しい。

【事務局】

市から都、国へ直接意見を述べる機会があれば伝えていく。

・満額支払っている人は何人いるのか分からないが、いきなり 8 千円減は大きいのではないか。いきなり月額 5 千円になると年間でかなりの出費になる。また、家族がいつまでも本人の後見人となっている現状がある為、青年期以降は他者に移した方が本人の意向を出しやすいのではないか。成年後見の制度の課題はあるが、より成年後見の制度に安心感がある使い方ができれば望ましいのでは。

【事務局】

2 万 8 千円もらっている人は、2 人。繰り返しとなるが、成年後見人にとっては、複数件受けている中で、減じる。本人の財布が減るわけではない。本人の収入が黒字になると、そこから成年後見人の報酬となる。

・本人負担が生じないというわけではない。成年後見人の減収になってしまう？

・2 万 8 千円の助成は、行政からということは、後見人は 2 万 8 千円以上として報酬を家裁へ請求できる立場ということと推測をしている。2 万円は市から、差額の 8 千円は本人からということか？

【事務局】

成年後見人の報酬は家裁の審判。多摩市の限度額よりも多く受けている市民の方もいる。差額は、成年後見人の後見活動の範囲なので市ではわからない。

・来年度、市では 2 万円までしか払わないとなれば、差額の 8 千円は本人に請求できるのでは？

【事務局】

そのとおりとは思いますが、市としては本人がそれにより困窮することは想定し得ないと考えている。

・家裁の審判がないと勝手には降りられないが、1 か月 8 千円の減収することにより後見人が下りたい状況にならないか。

【事務局】

現状と比較して減収という流れで可能性はあるが近隣市と比べて、2 万 8 千円は高い。近隣市と合わせる。

・今回は成年後見制度を使いやすくするという変更点だった。2 万 8 千円の助成を受けている 2 名に対しては、丁寧な説明をして欲しい。

・資産要件に対して減額化となっている。家裁が決定した額はこの額とは別だと認識し

<p>3 人材確保について</p>	<p>ている。収入要件と資産要件が明確になっていないが、助成額を超えた場合は自腹となる。また、申請にかなりの金額がかかるが、申請にあたって市に助成制度があるのか？</p> <p>【事務局】 申請手続きの助成は、ある。一定の要件はあるが継続予定。</p> <p>・高齢者にはある？</p> <p>【事務局】 高齢者に関して助成の要綱はない。社会福祉協議会では申し立てについて実質的な支援があるが、申請について、申立費用が障壁になって申し立てに至らないという話は福祉総務課にも入っていない。</p> <p>3 人材確保について 事務局より【資料3】の説明</p> <p>・人権を意識した研修会社でやって欲しい。研修会社への指導・内容の充実を多摩市ができるか。多摩市の事業所に来てもらうような、研修自体の広報の方法を工夫していく必要ある。</p> <p>【事務局】 研修会社は、市から業者の指定は行わない。各都道府県が申請を受け、届出を確認し許認可を与えるという仕組みと認識している。公に求められている研修会社等が実施するものであれば、広く市補助金の対象とする方向で考えている。資格取得をする業者のニーズは様々であるため研修を通信制で行うなど幅広く、対象とできるような対応をしていきたい。</p> <p>また、広報の方法は、事業所の定着とキャリアアップに繋げていきたいので、具体的方法については各事業所に意見をもらいたい。事業者連絡会などで検討ができればと考えている。</p> <p>・研修を受講するための補助金？研修は何日間？</p> <p>【事務局】 受講にかかった経費の補助金を想定している。研修の内容は多岐にわたる。実務者研修は無資格だと半年くらいであったり、キャリアアップのためだと短縮して1か月になったりする場合もある。そこはニーズや就労状況に応じて選択していきたい。</p> <p>・研修中は無給であり人材確保につなげるには短期の研修であれば、一日時給の半額を支給する、ただし研修が終わってどこかの事業所に就業した場合など人を確保していく考え方も大事。</p> <p>・講習を受ける人は、市民と限っていない。他市に居住していても、受講した後多摩市で就職した場合は該当するという解釈でよいか？</p> <p>【事務局】</p>
-------------------	--

対象者の居住地の要件ということで、これは制度内容の報告なので確約はできない。市内事業所における人材確保が目的なので、対象者の居住地要件は定めず、多摩市の事業所に就職するなど要件を満たせば、他市でも対象者になるものと検討している。

- 補助金の規模によって変わってくる。想定があれば教えて欲しい。

【事務局】

予算要求額によって変わってくるためあくまで参考だが、現在考えているところでは実務者研修に関しては金額高めようとしている。実務者研修については、5件程度の申請で予算規模を想定。それ以外の想定では10件。令和7年度は合わせて15件の想定。

- 国家資格の取得は入らない？

【事務局】

国家資格について、例えば公認心理士や社会福祉士の研修については、補助金が研修に対するもののため、受験料やスクーリングなどは入らない。ニーズを捉えながら今後も検討する。

- 事業所としては取得する必要がある。専門職としては国家資格があるといい。
- 障害福祉計画の中で、相談支援専門員も不足している。そういった相談支援専門員の人材確保はどう考えているのか。また、対象に交通費もかかるのか。

【事務局】

相談員の確保は課題だと認識しているが市の予算や施策の対応では全てを賄えない。少なくとも令和7年度は、まずは、計画事業所以外の確保育成に舵を切る。基幹相談支援センターの設立の中で取り組みを進めていくということもある。また交通費の対象は業者に払う費用が対象となるので、食費も含めて対象とならない。

- 12Pの研修の終了前～就労開始ということだが、研修の受講開始からでないとならぬか

【事務局】

就労した後でも可能とする想定。研修の終了前、という記載はそういった意味合いになる。すでに働いている人も対象。

- 対象者はどこから拾ってくるのか。研修で初めの講座で紹介するのか、就労先でこういった制度があるという案内があるのか。

【事務局】

広報、具体的な周知は、事業所のみなさんと取組を決めていきたい。市では、たま広報やホームページを考えている。市外の人に対しては、東京都内の自治体の施策を掲載できるポータルサイトを活用して市外の人にも届くようにしていきたい。

	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修は、多摩市で行えないのか。実際に働く市でできればイメージもわきやすいのではないか。 <p>この補助金だけでクリアはできない。研修の実施主体が多摩市ということも視野に入れていきたいが、まずはスピード感をもって市の方で計画した制度と捉えてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この研修を受けて働くというのは、常勤やパートなどの枠があるのか。
<p>4 権利擁護専門部会の取組</p>	<p>【事務局】</p> <p>勤務形態でわけることは現時点で考えていない。事業所の従事者であれば広く対象としていきたい。予算次第で条件はつくかもしれないが、基本は広くしていきたい。</p> <p>4 権利擁護専門部会の取組について【資料4】の説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「合理的配慮等の事例集」完成後の周知方法について。経済観光課と連携した周知とあったが、具体的には？ <p>【事務局】</p> <p>経済観光課は年に何回か、DM を市内の事業所へ配布している。そこへ、事例集の告知をするチラシを同封させてもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すごく内容がいいものなので、多摩市に拠点のある企業の人事部門にも配布してみてもどうか。
<p>5 差別解消支援地域協議会の取組について</p>	<p>5 差別解消支援地域協議会の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こころつながりハンドブック」など、とてもいい取組なので、ひとときの和などと、連携させるといいのではないかと思う。生の声が届けられるような啓発授業にしていき、名前も工夫して、「こころつながりはんどぶっく」に注目が集まるような名前にしたらどうか。 ・知的障害のある人向けに、わかりやすい情報提供として、ルビだけではいけない。ルビを振っても全く意味が分からない。健常者側からわかるだけで、ただ知的障害の方からすると邪魔になる。文章を変えたりイラストを活用したりするべき。 <p>【事務局】</p> <p>おっしゃるように、多摩市では計画についてわかりやすい版を作っているものもあるが、その他は十分でないところもあり、課題と捉えている。ルビについても、これだけで解決するものではないと認識しているが、要望等を踏まえていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用分野、事業所向けの分野については、内閣府が分かりやすいものを作っているので、QR コードでページに飛べるようにするなど。働くという視点を市が押さえているといいのではないか。 ・ルビは必要なのでそのまま続けて欲しい。また、ルビを大きくして欲しい。

6 その他	<p>6その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桜ヶ丘記念病院に地域移行機能強化病棟が8月に開設した。地域の事業所に協力してもらっている。今後とも連携してもらうこともあると思う。また11月3日リカバリーカレッジ多摩ではピアサポーターの人を中心に、ピアサポートについて講座やグループワークなどを行う。つむぎ館で開催。 ・つばさで、公民会共催で市民企画講座。11月16日に、関戸公民館のホールでイベントを行う。当事者の講演会を行う。 ・12月21日にパルテノン多摩にて「東京多摩版災害対策はじめの一步」を島田療育センター主催で開催。テーマは重症の方への支援を考える。講義だけでなくグループワークも行う。二回目もオンライン開催予定。 ・中央図書館のカフェが主催し、絵本作家の講演を1月13日に行う。 ・保健所から災害対策について。人工呼吸器をつけた方への個別支援計画を作っているが、様々な課題がある。電源は必要になるため課題へ含めて欲しい。 ・障害者就業・生活支援センター TALANT 主催で来年10月からの就労選択事業B型について、厚労省の専門官を呼んで勉強をするオンラインウェビナーを12月12日に開催する。 <p>～閉会</p>